消防団事務手引き



金ケ崎町マスコットキャラクター

アース・パーラ・ガース消防団

（令和７年１月改訂）

※改訂箇所は朱色で記載

金ケ崎町消防団

項目

１．目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

２．消防団員の処遇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

　　(１) 年額報酬

(２) 出動報酬

３．各種制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

(１) 公務災害補償制度

(２) 退職報償金制度

(３) 福祉共済制度

(４) 火災共済制度

(５) 消防個人年金制度

(６) 消防団互助会制度

(７) 岩手県消防協会胆江地区支部弔慰共済制度

(８) 金ケ崎町消防団員準中型自動車免許取得費補助金制度

４．提出様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

(１) 提出書類一覧

1. 目 的

消防団事務手引きは、消防団員の処遇、各種制度、提出様式について解説するとともに、本手引きを消防団員が活用することにより、消防団事務を円滑に行うことを目的として作成したものである。

1. 消防団員の処遇
   1. 年額報酬

金ケ崎町消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例第１２条及び金ケ崎町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例第３条に基づき、別表１に定める報酬を支給する。

〇支給方法等

・在籍している団員に対して支給する

・途中で退団した場合は、在籍月を含む月割りで支給する。

・支給は、個人口座に振込むものとする。

・支給の時期は、半期を目途に行う。

別表１（年額報酬）

|  |  |
| --- | --- |
| 階級 | 年額（円） |
| 団長 | 154,000 |
| 副団長 | 113,000 |
| 分団長 | 93,000 |
| 副分団長 | 77,000 |
| 部長 | 72,000 |
| 班長 | 40,000 |
| 団員 | 36,500 |
| 消防支援団員 | 10,000 |

* 1. 出動報酬

金ケ崎町消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例第１２条及び金ケ崎町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例第３条に基づき、別表１の２に定める報酬を支給する。

〇支給方法等

・団員の活動確認は、「消防団活動報告書」にて行う。

・支給は、個人口座に振込むものとする。

・支給の時期は、半期を目途に行う。

・水門管理業務については、委託料で支払うため出動報酬に含めない。

表１の２（出動報酬）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 支給単位 | 日額（円） |
| 火災、風水害及び行方不明者捜索等の出動 | ４時間未満  ４時間以上 | 4,000  8,000 |
| 警戒、訓練及びその他の出動 |  | 2,000 |

1. 各種制度
   1. 公務災害補償制度

消防団員の活動は、危険と隣り合わせという面があり、万が一活動中に不慮の事故による死亡や負傷等による公務災害に備えて補償制度が設けられています。

* + 1. 災害を受けたときの手続き

・分団長等に報告するとともに、役場生活環境課42-2112に連絡すること。

・治療を受ける医院等へは、身分と公務災害である旨を必ず伝えること。

・診断書は、初診を受けた医療機関から交付を受けること。（保険証は使わない）

* + 1. 主な災害補償の種類

療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償

* 1. 退職報償金制度

退職報償金は、消防団員として５年以上在職して退職した者に、その者の階級及び勤務年数に応じて別表２に定める退職報償金を支給します。但し、５年以上在職していた団員でも、在職期間中に活動をしていない団員などへの支給は制限されます。

別表２

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 勤続年数  階級 | ５年以上  10年未満 | 10年以上  15年未満 | 15年以上  20年未満 | 20年以上  25年未満 | 25年以上  30年未満 | 30年以上  35年未満 | 35年以上 |
| 団長 | ２３９ | ３４４ | ４５９ | ５９４ | ７７９ | ９７９ | １,０７９ |
| 副団長 | ２２９ | ３２９ | ４２９ | ５３４ | ７０９ | ９０９ | １,００９ |
| 分団長 | ２１９ | ３１８ | ４１３ | ５１３ | ６５９ | ８４９ | ９４９ |
| 副分団長 | ２１４ | ３０３ | ３８８ | ４７８ | ６２４ | ８０９ | ９０９ |
| 部長及び班長 | ２０４ | ２８３ | ３５８ | ４３８ | ５６４ | ７３４ | ８３４ |
| 団員 | ２００ | ２６４ | ３３４ | ４０９ | ５１９ | ６８９ | ７８９ |

（「35年以上」の勤続年数区分については、令和７年４月１日以降に退職した消防団員にのみ適用）

* 1. 福祉共済制度

消防団員・消防職員等のための福祉厚生制度です。４月１日時点で在籍している団員全員が福祉共済へ加入します。（掛金一人年3,000円）

福祉共済については、公務外においても給付の対象となります。消防団員等が万が一死亡し又は障害を受けた場合等、その事由により別表３に定める給付種別の共済金額が給付されます。共済金の請求は、役場生活環境課42-2112に連絡すること。

別表３

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 事由 | 給付種別 | | | | 共済金額（円） |
| 死亡 | 公務・公務外 | 遺族援護金 | | | | 1,000,000 |
| 公務 | 弔慰金 | | | | 23,000,000 |
| 弔意救済金 | 付加給付 | １号 | | 10,000,000 |
| ２号 | | 7,000,000 |
| ３号 | | 5,000,000 |
| 保育援護金 | | | | １人 250,000 |
| 重度障害  障害の等級  １級又は２級 | 公務・公務外 | 生活援護金 | | | | 1,000,000 |
| 公務 | 重度障害見舞金 | | | | 23,000,000 |
| 見舞金 | 付加給付 | １号 | | 6,000,000 |
| ２号 | | 4,500,000 |
| ３号 | | 2,500,000 |
| 保育援護金 | | | | １人 250,000 |
| 障害  障害の等級  ３級～１２級 | 公務・公務外 | 障害見舞金 | ３級又は４級 | | | 500,000 |
| ５級又は６級 | | | 300,000 |
| ７級又は８級 | | | 180,000 |
| ９級又は１０級 | | | 90,000 |
| １１級又は１２級 | | | 60,000 |
| 公務 | 見舞金 | 付加給付 | ３級～６級 | １号 | 750,000 |
| ２号 | 750,000 |
| ３号 | 500,000 |
| 付加給付 | ７級～９級 | １号 | 500,000 |
| ２号 | 500,000 |
| ３号 | 400,000 |
| 入院 | 公務・公務外 | 入院見舞金（１２０日限度）  ７日以上の入院で１日あたり | | | | １日 1,500 |

（注）生活援護金、障害見舞金の障害等級においては、「非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に係る省令 別表第二」に定める障害の等級を準用しております。

* 1. 火災共済制度

消防団員・消防職員等のための火災共済制度です。４月１日時点で在籍している団員全員がＢ型火災共済へ加入します。（掛金一人年1,000円）

火災共済については、公務外においても給付の対象となります。火災共済については、団員が所有しかつ居住する建物及び動産が給付の対象となります。火災、破裂・爆発、落雷等により損害を受けた場合等、その事由により別表４に定める給付種別の共済金額が給付されます。共済金の請求は役場生活環境課42-2112に連絡すること

別表４

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契約口数・掛金 | 共済金 | 建物と動産の配分 | |
| 建物４ | 動産１ |
| 10口・1,000円 | 150万円 | 120万円 | 30万円 |

建物と動産の配分は常に４：１とする契約となります。

ただし、借家、アパートあるいは親族以外の者が所有する建物（以下「借家等）という。）に居住する組合員の共済物件については、動産についてのみ共済物件として取扱い、建物と動産の配分はしないものとします。（落雷による動産のみの損害は除く。）罹災したときは、その損害程度の割合によって算出した共済金が支払われます。

○共済金額の算出方法

次の焼損率の計算に基ついて支払う共済金の額を算出します。

　焼損率（％）　＝　焼損延べ面積／建物延べ面積

* 1. 消防個人年金制度

消防団員、消防職員が加入できる積立年金制度です。消防個人年金は、自助努力による財産形成や老後生活資金を準備するために（公財）日本消防協会を契約者として運営する団体年金保険商品です。掛金払込期間中に積立を行い、掛金払込満了時に給付金を受け取れます。加入は任意です。興味がある場合は役場生活環境課42-2112に連絡すること。

○予定利率　1.25％　※令和５年５月１日現在　過去５年変動なし

* 1. 消防団互助会制度

金ケ崎町消防団員のための互助会制度です。４月１日時点で在籍している団員全員が加入します。（掛金一人年1,000円）

互助会については、公務外においても給付の対象となります。団員等が結婚、死亡、疾病・入院、住宅罹災、幹部退職、消防学校の研修等の事由により別表５に定める金額等が給付されます。給付申請は、申請書を記入の上、役場生活環境課に提出すること。（班長及び団員は、部長が記入の上、提出すること。）

事由が発生した場合は、速やかに役場生活環境課42-2112まで連絡すること。

別表５

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 内容 | 金額 |
| 結婚祝金 | 結婚した会員 | 20,000円 |
| 弔慰金等 | 職務のため死亡した者 | 香典20,000円及び花輪１基 |
| 在職中に死亡した者 | 香典10,000円及び花輪１基 |
| 副分団長以上の同居の家族（父母・配偶者・子）の死亡 | 花輪1基と弔電 |
| 団員の同居の家族（父母・配偶者・子）の死亡 | 弔電 |
| その他団長が認める者 | 花輪1基 |
| 疾病見舞金 | 職務のため不具廃疾となった者 | 10,000円 |
| 傷疾見舞金 | 職務のため傷疾を受け５日間以上にわたり医療を受けた者 | 10,000円 |
| 入院見舞金 | ５日間にわたり入院した者 | 5,000円 |
| 罹災見舞金 | 水火災、その他の災害により  住家を全く失った者 | 10,000円～30,000円 |
| 住家を半失、非住家の場合 | 5,000円から10,000円 |
| 退職記念費 | 退職した部長等以上 | 記念品 |
| 研修旅費 | 消防学校の研修に参加補助費 | ２泊３日１回8,000円  １泊２日１回5,000円 |
| 消防大学校の研修に参加補助費 | 10,000円 |
| その他の研修 | 団長が認める金額 |

* 1. 岩手県消防協会胆江地区支部弔慰共済制度

奥州市消防団、金ケ崎町消防団、奥州金ケ崎行政事務組合消防本部の職員で構成する岩手県消防協会胆江地区支部において、支部規約第３条第２号により会員及びその遺族に対する弔慰等の共済制度。弔慰共済の給付区分は別表６のとおり。

別表６

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 内容 | 共済内容 |
| 弔慰金 | 職務中に殉じた場合 | 30,000円 |
| 職務によらないで死亡した場合　勤続年数20年未満 | 3,000円 |
| 職務によらないで死亡した場合　勤続年数30年未満 | 5,000円 |
| 職務によらないで死亡した場合　勤続年数30年以上 | 6,000円 |
| 見舞金 | 職務により傷疾を受け、医療1週間以上１月(30日)未満 | 3,000円 |
| 職務により傷疾を受け、医療１月(31日)以上 | 5,000円 |
| 弔電 | 評議員(副団長以上)及び評議員の1親等 | 弔電3,000円以内 |

* 1. 金ケ崎町消防団員準中型自動車免許取得費補助金制度

金ケ崎町消防団員に在籍しており、普通免許を保有し、準中型自動車免許を取得するために要した費用を全額補助するもの。手続きは、別紙リーフレットを参照のこと。

* + 1. 補助対象
       1. 金ケ崎町消防団員であること
       2. 普通自動車免許を有し、準中型自動車免許を取得する団員
       3. 準中型自動車免許の取得の日から起算して１０年以上消防団員として活動することを誓約する団員
       4. 所属する分団部の分団長の同意と部長の推薦がある団員
       5. 町税を滞納していない団員
    2. 補助額

　　　　　　　準中型自動車免許を取得するための講習及び受験に要した費用（補講、再試験の追加費用を除く）。

1. 提出様式
   1. 提出書類一覧

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 様式  番号 | 様式名 | 説明 | 押印  有無 |
| １ | 様式１ | 入団願 | 入団する場合に提出  ※運転免許証コピーを添付 | 有 |
| ２ | 様式２ | 宣誓書 | 入団する場合に提出 | 有 |
| ３ | 様式３ | 振込願 | 入団及び口座変更した場合に提出  ※通帳コピーを添付 | 有 |
| ４ | (様式１) | 個人番号提供依頼書兼届出書 | 入団する場合に提出  ※再入団時は不要 | － |
| ５ | 様式４ | 消防団被服等申請書 | 入団及び破損等により被服が必要な場合に提出 | － |
| ６ | 様式５ | 消防団被服等引継確認書 | 昇格・降格・退団者の被服等を引き継いだ場合に提出 | － |
| ７ | 様式６ | 消防支援団員（機能別消防団員）任命推薦書 | 任期満了及び欠員補充のため支援団員として推薦する場合に提出 | 有 |
| ８ | 様式７ | 退団願 | 退団する場合に提出  （班長及び団員分は部長が提出） | 有 |
| ９ | 様式８ | 死亡届 | 団員が死亡した場合に提出  ※相続人が記入し、所属長が提出 | － |
| 10 | 様式９ | 昇格願 | 昇格を推薦する場合に提出 | 有 |
| 11 | 様式10 | 降格願 | 降格を推薦する場合に提出 | 有 |
| 12 | 様式11 | 幹部異動報告書 | 班長以上の幹部が所属や階級を異動する場合に提出 | 有 |
| 13 | 様式12 | 消防団員歴証明書交付申請書 | 消防団員としての在籍証明書が必要な場合に提出 | 有 |
| 14 | 様式13 | 金ケ崎町消防団員出動報告書 | 出動実績により出動報酬額を算定するために提出  ※消防団日誌と合致すること | 有 |
| 15 | 様式14 | 修繕要求票 | 車両、屯所、資機材が破損等により修繕が必要な場合に提出 | － |
| 16 | 様式15 | 資機材購入請求票 | 資機材の補充が必要な場合に提出 | － |
| 17 | 様式16 | 紛失届 | 資機材を紛失した場合に提出 | － |
| 18 | 様式17 | 財産（備品等）台帳 | 資機材(備品)が補充及び処分した場合に在庫を管理する台帳 | － |
| 19 | 様式18 | 消防団日誌・運転日誌 | 消防団活動及び消防車両を運転した場合に記録する日誌  屯所にて管理 | － |
| 20 | 様式19 | 消防車両点検表 | 消防車両を点検した日常の点検及び毎月の点検結果を記録するもの  屯所にて管理 | 有 |
| 21 | 様式20 | 消火栓演習等使用届 | 訓練等により消火栓を使用する場合に事前に提出 | 有 |
| 22 | 様式21 | 消防団互助会給付申請書 | 消防団互助会規定の給付金等を申請する場合に提出  （班長及び団員分は部長から） | 有 |
| 23 | 様式22 | 消防団員派遣依頼 | 地元自治会等から消防団員の派遣を要請された場合に提出 | 有 |
| 24 | (様式第１号) | 金ケ崎町消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付申請書 | 準中型自動車を取得するために補助金の交付を申請するときに提出 | 有 |
| 25 | (様式第３号) | 金ケ崎町消防団員準中型自動車免許取得費補助金実績報告書 | 準中型自動車免許を取得した後に実績報告書を提出 | 有 |
| 26 | (様式第５号) | 金ケ崎町消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付請求書 | 補助金交付確定通知を受理した後に補助金請求書を提出 | 有 |

附則

　令和６年２月　作成

　令和７年１月　改訂

|  |
| --- |
| 編 集  金ケ崎町生活環境課消防交通係  TEL 0197-42-2112 |